

みどり市道路反射鏡設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日
告示第 73 号

みどり市道路反射鏡設置要綱(平成 20 年みどり市告示第 179 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の道路における交通事故の防止を図るため、道路反射鏡の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路反射鏡 道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)第 34 条の 3 第 4 号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。
- (2) 簡易型道路反射鏡 他の車両又は歩行者を確認するための鏡であって小型かつ簡易型のもの(道路反射鏡を除く。)をいう。
- (3) 道路 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路のうち、道路の体裁をなすものをいう。
- (4) 公道 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する道路(高速自動車国道を除く。)をいう。
- (5) 私道 一般交通の用に供されている道路であって公道以外の道路をいう。
- (6) 車両 道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両(トロリーバスを除く。)をいう。
- (7) 通り抜け道路 道路の起点及び終点の両方が公道に接している道路をいう。
- (8) 行き止まり道路 道路の起点又は終点のいずれか一方のみが公道に接している道路をいう。

(道路反射鏡の設置基準)

第 3 条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当する場所であって、市長が交通状況を総合的に考慮して安全を確保する必要があると認める場所に設置するものとする。

- (1) 公道の湾曲部又は屈曲部であって、当該公道の通行時において前方の見通しが悪い場所
- (2) 公道と通り抜け道路の交差点で、公道の交通量が多く見通しの悪い場所
- (3) 公道と行き止まり道路の交差点で、次のすべてを満たす場所
 - ア 当該行き止まり道路を公道までの出入口として利用する住宅(集合住宅にあつては住戸)が 5 戸以上であること。
 - イ 当該公道の交通量が多く、当該交差点において前方の見通しが悪いこと。

(4) 公共施設の出入口等で、公道に出るために見通しが悪い場所

2 道路反射鏡は、前項の規定にかかわらず、その設置しようとする場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置しないものとする。

- (1) 信号機が設置されている交差点
- (2) 私有地(私道を除く。)から道路に出るための場所
- (3) 工事その他の事情により一時的に見通しの悪い場所

(4) 道路反射鏡を設置する場所が確保できない場所

- 3 道路反射鏡を設置しようとする場所が国又はみどり市以外の地方公共団体が管理する道路であるときは、当該道路管理者の占用許可を得て設置しなければならない。
- 4 道路反射鏡は、道路の幅員、構造等の事由により道路に設置できないときは、道路以外の場所(無償で長期間使用できる場所に限る。)に設置するものとする。この場合において、あらかじめその設置しようとする場所の土地について所有権その他の権利を有する者の承諾を得るものとする。

(簡易型道路反射鏡の支給基準)

第4条 簡易型道路反射鏡は、前条第1項の道路反射鏡の設置基準を満たさない場所のうち、次の各号のすべてに該当し、かつ、市長が交通状況を総合的に考慮して安全を確保する必要があると認める場所に設置する場合に支給するものとする。

- (1) 簡易道路反射鏡を設置する場所が公道と行き止まり道路の交差点で、次のすべてを満たすものであること。

ア 当該行き止まり道路を公道までの出入口として利用する住宅(集合住宅にあっては住戸)が2戸以上であること。

イ 当該公道の交通量が多く、当該交差点において前方の見通しが悪い場所

- (2) 簡易道路反射鏡を設置する場所が確保でき、あらかじめその設置しようとする場所の土地について所有権その他の権利を有する者の承諾を得られていること。

- (3) 支給を受ける者の責任において設置し、維持管理ができること。

(留意事項)

第5条 道路反射鏡及び簡易型道路反射鏡(以下「道路反射鏡等」という。)を設置又は移設する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 道路反射鏡等を設置することにより、交通事故を未然に防ぎ、設置効果が十分に発揮できること。

- (2) 道路反射鏡等の設置場所に隣接する土地、建物等の利用の妨げにならないこと。

- (3) 道路反射鏡等を設置することにより、歩行者、車両等の妨げにならないこと。

(道路反射鏡の設置)

第6条 道路反射鏡の設置は、みどり市区制設置規則(平成18年みどり市規則第7号)に規定する区長(以下「区長」という。)の要望により行うものとする。

- 2 前項の要望は、道路反射鏡設置要望書(様式第1号)によるものとする。

- 3 第1項の規定により要望があった場合は、現地調査を行い、適否を決定したうえで予算の範囲内において、道路反射鏡を設置するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、道路反射鏡の設置が必要と認める場所については、同項の要望によらず道路反射鏡を設置するものとする。この場合において、市長は、当該道路反射鏡の設置場所が存する行政区の区長からあらかじめ意見を聴くものとする。

(簡易型道路反射鏡の支給の申請)

第7条 簡易型道路反射鏡の支給を受けようとする者は、簡易型道路反射鏡支給申請書(様式第1号)を、区長を経由して市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により申請があった場合は、現地調査を行い、適否を決定したうえで予算の範囲内において、簡易型道路反射鏡を現物支給するものとする。

(設置完了届)

第8条 簡易型道路反射鏡の支給を受けた者は、当該簡易型道路反射鏡の設置が完了したときは、速やかに簡易型道路反射鏡設置完了届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(維持管理)

第9条 道路反射鏡の適正な維持管理を図るため、道路反射鏡の破損等を発見した場合は、速やかに修復をするものとする。

2 市長は、道路反射鏡台帳等を整備し、維持管理に必要な事項を記録するものとする。

(移設及び撤去)

第10条 市長は、道路環境の変化等により、第5条に規定する留意事項に該当しないと認める場合は、当該道路反射鏡を移設又は撤去するものとする。

2 自己の都合その他の前項の場合以外の理由により道路反射鏡の移設を希望する者は、市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、当該道路反射鏡を移設する場所が確保でき、かつ、第5条の事項を損なわないと認められる場合に限り、これに応じるものとする。

3 前項後段の規定により道路反射鏡の移設を行う場合は、当該移設を希望する者の負担により移設を行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号(規格 A4)(第 6 条関係)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係

道路反射鏡設置要望書	
年 月 日	
(宛先) みどり市長	
要望(申請)者	
町 第 区 長	
氏 名	
連絡先	
次のとおり道路反射鏡(1面・2面)の設置を要望します。	
設置場所	
要望理由	
設置要望場所の案内図	

同 意 書	
道路反射鏡の設置について同意します。	
年 月 日	
(宛先) みどり市長	
住所	
氏 名	
住所	
氏 名	

※事務処理欄	受付日		調査結果	調査日： 年 月 日 適 否：適・否 摘 要： 完成日： 年 月 日
--------	-----	--	------	---

様式第 2 号(規格 A4)(第 6 条関係)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	区長確認欄

簡易型道路反射鏡支給申請書	
年 月 日	
(宛先)みどり市長	
申請者	
氏 名 _____ 印 _____	
連絡先 _____	
次のとおり簡易型道路反射鏡の支給を申請します。	
設置場所	
申請理由	
設置予定場所の案内図	

行き止まり道路を利用する者の氏名及び住所			
氏 名	住 所	氏 名	住 所

同 意 書	
簡易型道路反射鏡の設置について同意します。	
年 月 日	
(宛先) _____ 様	
※申請者宛てとなります。	
住所 _____	
氏名 _____ 印 _____	

※事務処理欄	受付日		調査結果	調査日： 年 月 日 適 否：適・否 摘 要： 完成日： 年 月 日
--------	-----	--	------	---

様式第 3 号(規格 A4)(第 8 条関係)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係

簡易型道路反射鏡設置完了届

年 月 日

(宛先)みどり市長

氏 名 _____ 印
連絡先 _____

次のとおり簡易型道路反射鏡の設置を完了しましたので、設置後の写真を添付し、届け出ます。

設 置 場 所	
設置完了年月日	年 月 日

[写真添付欄]